

臺中市非都市土地丁種建築用地容許作工業設施使用之低污染事業認定基準

中華民國100年2月16日府授經工字第1000025470號令訂定發布全文三點

中華民國100年5月23日府授經工字第1000095172號令修正發布第二點及第三點

一、臺中市政府為配合興辦工業人申請利用非都市土地丁種建築用地容許作工業設施使用認定低污染事業，依非都市土地使用管制規則第六條第五項規定訂定本基準。

除其他法令另有規定外，適用本基準之規定。

二、**低污染**事業，指下列所列**以外之事業**。但下列事業經臺中市政府環境保護局審查符合環境保護法規定標準者，不在此限：

- (一) 0八一—屠宰業。
- (二) 0八一—三肉品製造業。
- (三) 0八九六0—0味精（麩胺酸鈉）。
- (四) 0八九六0—二0高鮮味精。
- (五) 0八九六0—九0其他胺基酸。
- (六) 0八九九六一—0酵母粉。
- (七) 一一四0—印染整理業。
- (八) 一三0—一皮革、毛皮整製業。
- (九) 一三0—九其他皮革、毛皮製品製造業。
- (十) 一四0—一製材業（僅以製程包含木材乾燥、浸漬防腐等保存處理之事業為限）。
- (十一) 一五—一紙漿製造業。
- (十二) 一五九九—未分類其他紙製品製造業。
- (十三) 一六一—一印刷業。
- (十四) 一六一—二印刷輔助業。
- (十五) 一七00—石油及煤製品製造業。
- (十六) 一八一—0基本化學材料製造業。
- (十七) 一八二—0石油化工原料製造業。
- (十八) 一八三—0肥料製造業。
- (十九) 一八四—一合成樹脂及塑膠製造業。
- (二十) 一八四—二合成橡膠製造業。
- (二十一) 一八五—0人造纖維製造業。
- (二十二) 一九—一0農藥及環境衛生用藥製造業。
- (二十三) 一九二—0塗料、染料及顏料製造業。
- (二十四) 一九九—0其他化學製品製造業。
- (二十五) 二00—一原料藥製造業。
- (二十六) 二00—三生物藥品製造業。
- (二十七) 二00—五體外檢驗試劑製造業。
- (二十八) 二一—0—一輪胎製造業。
- (二十九) 二一—0—二工業用橡膠製品製造業。
- (三十) 二一—0—九其他橡膠製品製造業。
- (三十一) 二二—0—一塑膠皮、板、管材製造業。
- (三十二) 二二—0—二塑膠膜袋製造業。
- (三十三) 二二—0—三塑膠日用品製造業。
- (三十四) 二二—0—四工業用塑膠製品製造業。
- (三十五) 二二—0—九其他塑膠製品製造業。
- (三十六) 二三—一—0—一0平板玻璃。
- (三十七) 二三—一—0—二0強化玻璃。
- (三十八) 二三—一—三玻璃纖維製造業。
- (三十九) 二三—二—二黏土建築材料製造業。
- (四十) 二三—三—一水泥製造業。

- (四十一) 二三三二預拌混凝土製造業。
- (四十二) 二三三三水泥製品製造業。
- (四十三) 二三九九未分類其他非金屬礦物製品製造業(具砂石碎解、洗選非金屬礦物製品製造業)。
- (四十四) 二三九九0一0石棉水泥板(瓦)。
- (四十五) 二三九九0九0其他石棉製品。
- (四十六) 二三九九九四0瀝青混凝土。
- (四十七) 二四一一鋼鐵冶煉業。
- (四十八) 二四一二鋼鐵鑄造業。
- (四十九) 二四二一鍊鋁業。
- (五十) 二四二二鋁鑄造業。
- (五十一) 二四三一鍊銅業。
- (五十二) 二四三二銅鑄造業。
- (五十三) 二四九一其他基本金屬鑄造業。
- (五十四) 二五四三金屬熱處理業。
- (五十五) 二五四四金屬表面處理業。
- (五十六) 二六一一積體電路製造業。
- (五十七) 二六一二分離式元件製造業。
- (五十八) 二六二0被動電子元件製造業。
- (五十九) 二六三0印刷電路板製造業。
- (六十) 二六四一液晶面板及其組件製造業。
- (六十一) 二六四九其他光電材料及元件製造業。
- (六十二) 二六九一印刷電路板組件製造業。
- (六十三) 二六九二電子管製造業。
- (六十四) 二八二0電池製造業。
- (六十五) 二八四一電燈泡及燈管製造業。
- (六十六) 三二一一木製家具製造業。
- (六十七) 三二一九其他非金屬家具製造業。
- (六十八) 其他經中央主管機關專案認定者

三、第二點第四十款、第四十一款、第四十三款及第四十六款之新設工廠並應檢附交通運輸計畫資料(包括交通運輸所產生之空氣污染、噪音振動、道路服務水準、交通量變化、停車需求與設施及交通維持計畫等)會同交通主管機關審查。